

東電社員を装った詐欺事件にご注意！

今年に入り東電社員と偽り、お年寄りから不正な漏電調査料や電気料をだまし取る詐欺事件が多発しています。東電では、漏電検査料を請求したり、換気扇などの器具の取り付け工事は行っていません。また、毎月の「電気ご使用量のおしらせ票（検針票）」で集金することはありません。

東電の作業員は、社章入りの制服を着用し、身分証明証を携行しています。訪問者には、身分証明証の提示を求めてください。また、不審に思ったら東京電力(株)大月営業所（☎22-2233）または、警察に連絡してください。

手軽に高収入？

内職商法

内職を試みようとする方へ

- ▲資料や契約書面で契約内容を確認しましょう。
- ▲契約した場合、訪問販売などに関する法律でのクーリング・オフはできません。
- ▲負担（出費）を伴う内職は、相手が信用できる業者がよく調べましょう。
- （良心的な業者なら材料費の負担はないのでは？）
- ▲公的な内職あっせん所を利用しましょう。県立婦人労働開発センターで内職紹介もしています。
- ▲今や主婦だけでなく、男性をターゲットにタイルやシャッターの絵つけや、物品宅配業をうたう代理店商法もあります。



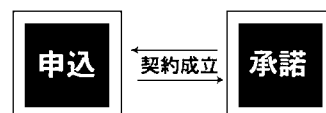
「宛名書きで自宅収入を」
「ブランド商品のチラシを配って収入を」
「技術を身につけて高収入を」

こんな広告を目にして申し込んでみたら、材料や機械を買うはめになったり、多額の受講料や登録料を払っても仕事がなかったり、やっと仕事をもらえても仕事が雑だと言って買い取ってもらえなかったりして、収入は得られず費やしたお金が無駄に…。

知っておきたい契約の基礎知識

「契約することは重大なことです」

くらしの中の契約
私たちは、くらしの中で特に意識しないで行っている「契約」を行っています。契約は、当事者間の合意（契約）により成立します。



（具体例）

- ・売買契約：…お店で物を買う、訪問販売で商品を購入する、新聞や牛乳の配達
- ・供給契約：…水道・ガス・電話の供給
- ・契約は、いったん成立すると合意内容に基づき、権利と義務が生じます。

保管しておきたい契約書面

口約束もりっぱな契約です。いったん成立した契約は、守らなければなりません。しかし、口約束は後で「言った」「言わない」のトラブルが生じることがあります。

内容が複雑だったり、長期間にわたる契約は契約書面を作成し、大切に保管しておくことが必要です。

未成年者の契約

二十歳未満の人が契約する場合、原則として法定代理人（通常は両親）の同意が必要です。同意のない未成年者の契約は、次の場合を除いて取り消すことができます。

- ▲婚姻した未成年者の場合
- ▲未成年者自らが年齢を偽った場合など

契約は途中でやめられるか
契約は約束です。原則として、一方的にやめることはできません。「家庭の都合」や「気が変わった」などは、契約解除の理由になりません。ただし、法律上、契約の取り消しや解除が認められている場合があります。

- ▲訪問販売などで、クーリング・オフの条件が整っている場合
- ▲未成年者・禁治産者・準禁治産者が契約した場合
- ▲詐偽や脅迫によって契約した場合
- ▲相手が契約上の義務を果たさず、催促しても約束を守らない場合、または約束を果たさない場合など

困ったときは、お気軽にご相談ください。

- 県消費生活センター
甲府市朝氣1丁目2-2
県立総合婦人会館内
☎0552(35)8455
- 土・日・祝日も相談を受け付けています。
- 県消費生活センター地方相談室
富士吉田市上吉田965-4
県立勤労者福祉センター内
☎0555(24)2694
- 土曜日（午前中）も相談を受け付けています。